

入札件名：平成30年度省エネルギー促進に向けた広報事業（マッチングセミナー、広報イベント、省エネ取組事例集、省エネ推進機関連携会議、省エネセミナー）

本件に係る資料は、以下記載の資料番号1～15から構成されており、紙配付は行っていないため、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

**【統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードする資料】**

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

**【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】**

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 （総合評価落札方式 電子調達システム対応版）
6	予算決算及び会計令（抜粋）
7	応札資料作成要領
8	評価手順書（加算方式）
9	（様式1）質問状
10	（様式2）入札参加表明書【電子入札の場合】
11	（様式3）入札書 [紙による入札の場合]
12	（様式4）理由書 [紙による入札の場合]
13	（様式5）委任状 [紙による入札の場合]
14	（様式6）提案書ひな型
15	（様式7）見積書

※[http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender\\_notice\\_doc.html](http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html)  
 （中国経済産業局＞調達情報＞入札公告関係資料＞1．総合評価落札方式）

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入開札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

平成30年6月12日

支出負担行為担当官  
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

平成30年度省エネルギー促進に向けた広報事業（マッチングセミナー、広報イベント、省エネ取組事例集、省エネ推進機関連携会議、省エネセミナー）

#### (2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

#### (3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

#### (1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

#### (2) 平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

#### (3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

### 3. 契約条項を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

#### ア. 表紙及び資料番号1～4

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの「調達情報検索（日本語）」から「一般競争入札の入

札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達資料」を必ずダウンロードすること。

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

イ. 資料番号5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

[http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender\\_notice\\_doc.html](http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html)

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成30年6月19日（火）13時30分

中国経済産業局 第2会議室（広島合同庁舎2号館2階）

(3) 質問期限

平成30年6月29日（金）17時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状（資料番号9）を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

平成30年7月5日（木）17時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を提出（持参）すること。

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

・提案書（紙資料10部）

資料のサイズはA4判カラーにすること。ただし、特別に大きな図面等が必要な場合は、A3判にて提案書の中に折り込むこと。

・評価項目一覧（資料番号3）の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの（提案書と同一部数）

・平成28・29・30年度競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し（1部）

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達（GEP S）（<https://www.geps.go.jp/>）から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2入札参加表明書（資料番号10、以下「表明書」という。）を提出し、次に「入札（見積）書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3入札書（資料番号11）及び様式4理由書（資料番号12）を紙により提出（持参）すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定める委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。
- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）  
プレゼンテーションは実施しない

(6) 開札の日時及び場所

平成30年7月12日（木）13時30分

中国経済産業局 2階 第2会議室

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ．入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（200点）＋価格点（100点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書及び単価設定の根拠資料を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○委託契約書条文（概算契約）

[http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender\\_notice\\_doc.html](http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html)

※3. 契約書等フォーマット 委託契約書条文をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

#### 9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL [https://www.geps.go.jp/contact\\_us](https://www.geps.go.jp/contact_us)

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

担当者：船田、金縄

電話 082-224-5741（ダイヤルイン）

E-mail : funada-yoshiji@meti.go.jp

## 仕様書

### 1. 事業名

平成30年度省エネルギー促進に向けた広報事業（マッチングセミナー、広報イベント、省エネ取組事例集、省エネ推進機関連携会議、省エネセミナー）

### 2. 事業目的

経済産業省では、2015年7月に長期エネルギー需給見通し、いわゆる「エネルギーミックス」を決定し、最終エネルギー需要を対策前比で2030年度までに原油換算5,030万kL程度削減することとしており、産業部門、民生部門など各部門においてより一層の省エネルギーの取組が求められている。

このような状況において、一般消費者及び事業者に対して、省エネルギーの必要性を啓発し、家庭及び工場等における省エネルギー機器等の普及及びエネルギー消費削減行動を喚起することが必要である。

このため、(1)各メーカーから最新の省エネ機器・設備の情報提供を行い、主に中小企業等の省エネ機器等の導入を促すための「省エネ機器等導入促進マッチングセミナー」を開催、(2)一般消費者向けに省エネルギーの必要性や方法などを楽しみながら理解し、各家庭において実践してもらえる「広報イベント」を開催、(3)「省エネ取組推進機関連携会議」を開催し、中小企業等の省エネ取組に係る情報提供や支援機関の取組状況等の情報共有を図る、(4)事業者の省エネ人材を活用・育成等を行い、省エネに成功した事例を紹介した「省エネ取組事例集2018」を作成、(5)中小企業等の省エネ取組を推進するため、「経営指導員向け省エネセミナー」により商工団体のセミナー等に省エネ専門家を講師として派遣する。

### 3. 事業内容

#### (1) 「省エネ機器等導入促進マッチングセミナー」

中国地域において、主に中小企業者等を対象として、最新の省エネ機器・設備を各メーカーからプレゼンテーションとパネル展示により情報提供を行い、コスト削減や経営効率化にもつながる省エネ機器等の導入を促すためのセミナーを開催する。

##### ① 開催場所

広島市内（例：広島国際会議場など）

##### ② 開催時期

平成30年11月頃（1日終日）

##### ③ 参加人数

100人程度（セミナー人数）

##### ④ セミナーの内容等

以下の内容について、省エネ機器・設備の紹介をセミナー形式のプレゼンテーションとパネル展示で行う。詳細な内容については、中国経済産業局と調整のうえ決定するものとする。  
なお、開催場所、より効果的な構成等がある場合は提案すること。

##### ■ 構成

プレゼンテーション 15社程度（各社15分程度）

パネル展示 15社程度

※プレゼン企業の重複は可、展示場所はセミナー後方を想定。

■テーマ

具体的なテーマは、照明、空調、ヒートポンプ、給湯器、ボイラ、EMSなどを想定。なお、取り上げるべきテーマ（企業名を含む）がある場合は提案すること。

■資料

セミナーの資料集（本事業の効果把握のためのアンケートを含む）を作成し、当日参加者に配布すること。なお、資料については、以下のとおり計画しているが、セミナーの内容等に応じて変更する場合がある。

ア. 配布資料（議事次第、各社配布資料のセット）

イ. アンケート（モノクロ・片面印刷・1頁程度）

⑤ プレゼンテーションするメーカーの選定

メーカーの選定については公平性を確保すること。選定方法は、契約後、中国経済産業局と協議の上決定する。なお、公募方法、選定方法を公平性確保の観点から提案すること。

⑥ パネル展示の設営等

15社程度の展示スペース（長机幅1.8m程度、椅子、パネル展示用ボード程度／1社）を設けて各社の展示を行う。セミナー会場のレイアウトを基に配置を定め、メーカーと調整を行うこと。メーカーの配布資料等は各メーカーが負担することを想定する。なお、効果的な配置等がある場合は提案すること。

⑦ アンケートの実施

参加者にプレゼンテーションの理解や要望等、及び各メーカーに意見・要望等を把握するためのアンケートを実施し、集計・分析を行い報告書に記載すること。

⑧ 留意事項

- ・会場確保(8:00～18:00)、準備、当日会場設営・運営、HP掲載、申込み受付・取りまとめ、メーカーとの連絡調整、セミナー実施全般について対応すること。
- ・会場備品として、パソコン、プロジェクタ、スクリーン、レーザーポインタ、マイク（3本）を手配すること。また、セミナーの座席はスクール形式とする。
- ・その他事業を実施する上で必要となる事項については、中国経済産業局と調整の上、実施するものとする。
- ・メーカー及びセミナー参加者の募集については、チラシを作成し、委託事業者のHPにて広報すること。また、より効果的な方法がある場合は提案し中国経済産業局と調整のうえ実施すること。
- ・予定価格の積算には、メーカーへの謝金、旅費は計上していない。

## (2) 「広報イベント」

中国地域内の環境イベントにおいて、一般消費者向けに省エネ・節電等の普及啓発につながるブースを出展（広島県、広島市等と共同出展）する。

① 日時・場所

「脱・温暖化フェアinひろしま2018」

日時:平成30年9月～10月の日曜日（1日終日）

場所:広島市中小企業会館展示館（広島市内）を想定

② ブースの規模

6m×4m程度

（ブース料金、基本設備<いす2脚、長テーブル4脚、電気>は無料）

③ ブース内容

一般消費者が家庭における省エネや節電に対する理解と関心を深め、新たな発見を得るような体験学習型を中心としたものとする。具体的には、体験型の展示物等を用いて、ゲーム

又はイベント的要素も加味し、主婦や子供を中心とする一般消費者の参加意欲を高める企画を提案すること。

〈企画例〉

- ・パソコンを使って自宅のエネルギー使用量や料金を認識するコーナー
- ・LEDランプや白熱電球などの使用電力量の違いを比較体験するコーナー
- ・発電することの大変さを体験するコーナー
- ・省エネ工作教室、省エネクイズ大会、移動展示車 など

④ アンケートの実施

広報イベントの参加者に展示内容の感想や省エネへの関心度等を把握するためのアンケート（200枚程度）を実施し、集計・分析を行い、報告書に記載すること。

⑤ 留意事項

- ・提案書には、ブース展示イメージ、来場者への具体的なプレゼンテーションやアピール方法等の創意工夫点も含めて企画内容を詳記すること。
- ・最終的な出展内容については、中国経済産業局と調整の上、決定すること。
- ・ブースには、展示内容全般の説明者、体験コーナーの運営担当者を配置すること。
- ・展示物や印刷物の製作にあたっては、事前に中国経済産業局と十分な協議を行うこと。
- ・本イベントのために作成した展示物等の権利（知的財産権を含む）は中国経済産業局に帰属するものとする。
- ・事業の遂行に当たっては、その広報・周知の手段といえども、景品の購入やノベルティグッズの製作は事業費として認めない。

(3) 「省エネ取組推進機関連携会議」

中国地域における中小企業等の省エネ取組をより一層進めていく方策として、自治体、商工団体、その他支援機関のニーズや課題を把握した上で、省エネ取組推進機関連携会議を開催し、中小企業等の省エネ取組に係る情報提供及び支援機関における取組状況の情報共有などを行うことにより、関係機関の省エネ推進体制の構築・強化を図る。

① 日時等

日時：平成30年9月頃（午後）

場所：広島市内

② 留意事項

- ・開催時間は3時間程度（参加機関の情報提供を含む）。会場の確保、参加機関からの会議資料の入手・印刷、会議の設営や運営、出席者との連絡調整、会議全般について対応すること。印刷物は白黒両面印刷を想定。なお、会場については、広島合同庁舎会議室も利用可能。
- ・会議は自治体、商工団体、地域プラットフォーム事業者その他支援機関、コーディネータ、情報提供者等の15名程度で構成、広島市内にて1回開催し、議事の内容を取りまとめること。なお、コーディネータ、情報提供者、効果的な構成等がある場合は提案すること。
- ・パソコン、プロジェクタ、スクリーン、レーザーポインタを手配すること。
- ・同連携会議構成員のうち、コーディネータ1名（首都圏）、情報提供者1名（首都圏）と出席者2名程度（中国地域内の民間企業）の旅費を確保すること。

(4) 「省エネ取組事例集2018」

主に中小企業等の省エネ取組を推進するため、事業者の省エネ人材を活用・育成、効果的な管理体制を構築すること等により、省エネに成功した事例を紹介した事例集を作成する。

① 事例の収集

- ・事例集の作成に際しては、事業者の省エネ人材の活用・育成、管理体制等による効果が確



認できるよう、取組前後のエネルギー使用実績を記載すること。（原単位での記載可）

② 事例の選定

- ・エネルギー有効活用事例、運用改善の事例、その他先進的・独創的な取組のうち、省エネ効果の高い事例を選定すること。

なお、事業者への取材に際し、中国地域の特定事業者・指定工場等に配布、ウェブ掲載等されること、掲載内容等を中国経済産業局が活用することについて、当該事業者の承諾を得ること。

③ 事例集の構成

- ・記載する事例は7件程度とする。
- ・構成は、A4判両面・カラーで20ページ（コート紙90kg）とし、本事業の目的にあった構成、表紙・デザイン、写真等を活用した分かりやすい内容とすること。

④ 事例集の印刷・提出

- ・事例集は1,500部印刷する。
- ・印刷物と電子媒体（DVD-R等）1枚を提出する。
- ・本事例集は、エネルギー使用合理化シンポジウムで配布のため、平成31年2月6日（水）までに納品すること。

⑤ 事例集の配布等

- ・エネルギー使用合理化シンポジウム等で参加者に配布するほか、参加しなかった中国地域の特定事業者・指定工場等（想定400部程度）へ送付すること。

⑥ 留意事項

- ・調査票の内容、事例の選定、最終的な構成については、中国経済産業局と協議の上、決定すること。
- ・事例集の著作権、版権は、中国経済産業局の帰属とすること。なお、掲載する写真は取材の中で撮影したものを優先的に活用するため、それを考慮した写真撮影を行うこと。
- ・掲載事業者の選定方法、記載内容、構成および技術的な監修方法等を提案すること。  
※技術的な監修とは、事例集として技術的な記載内容のうち文章、数値、図表については重要な要素であり、これを読む技術者にとって的確で分かり易いものとするため、専門的な知見を有する者に監修させること。受託者自身で可能な場合は、それを示す資格、経験等を記載すること。

(5) 「経営指導員向け省エネセミナー」

中小企業等の省エネ取組を推進するため、商工団体が主催する経営指導員向けセミナー等に省エネ専門家を講師として派遣し、省エネ取組を経営指導と一体的に行うことを支援する。

① 商工団体への募集、取りまとめ

- ・経営指導員が参加するセミナー等を開催する中国地域の商工団体を対象に募集を行う。なお、効果的な実施方法がある場合は提案すること。
- ・派遣先は参加者の規模、内容等を勘案し、10件以内とする。

② 講師の選定、派遣

- ・講師は、商工団体から要望を聞いた上で、省エネ相談地域プラットフォーム事業者※など主に地域の省エネ専門家から派遣すること。  
※省エネ支援事業者が地域の専門家（商工会議所や自治体、コンサル及び金融機関等）と協力して作る「省エネ支援の連携体」（経産省事業）
- ・省エネの取組事例、支援制度などを説明予定。所要時間は30分～60分。
- ・委託事業者の規定に基づき講師謝金、旅費を支給すること。

③ 講演資料の印刷

- ・白黒両面印刷を想定。

④アンケートの実施

- ・参加者に講演内容の感想、省エネの理解度、経営指導との関連性等を把握するためのアンケート（50枚程度／1件）を実施し、集計・分析を行い、報告書に記載すること。

4. 事業報告書等の作成

- ・3.に係る事業内容を記載した事業報告書（A4サイズ・カラー40頁程度）1部、及び同内容の電子媒体（DVD-R等）1枚。

5. 納入場所

中国経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課

6. 事業実施期間

委託契約締結日から平成31年3月29日まで

評価項目一覧 - 提案要求事項 -								
提案書の目次		評価区分	得点配分			評価の観点		提案書 ページ番号
提案要求事項			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
1. 事業の実施方針等								
1.1	事業実施の基本方針、業務内容等	必須	40	10	30	・仕様書に記載の目的との整合性がとれているか。 ・仕様書に記載の内容について全て提案されているか。 ・偏った内容になっていないか。	・仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか。 ・実施内容に創意工夫がみられるか。	
1.2	事業実施方法	必須	40	10	30	・実施内容と整合性がとれているか。 ・実施方法は明確であり、妥当なものであるか。	・成果を高めるための創意工夫がみられるか。 ・効率的・効果的な提案がされているか	
1.3	事業実施計画	必須	20	10	10	・日程等に無理がなく、実現性はあるか。	・日程、手順等が効率的であるか。	
2. 組織の経験・能力等								
2.1	類似事業の経験、専門知識等	任意	20	—	20		・本事業に関連する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・過去に同様の事業を実施したことがあるか。	
2.2	組織としての事業実施能力	必須	20	5	15	・事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。	・本事業に関連する幅広い知見。ネットワークを持っているか。 ・優れた情報収集能力を持っているか。	
2.3	事業実施体制	必須	15	5	10	・事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・事業を遂行可能な人数が確保されているか。	・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。 ・当省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。 ・優れた管理体制となっているか。	
2.4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況)  ※複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。	任意	5	—	5		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※1)2点 2段階目(※1)4点 3段階目6点 行動計画(※2)1点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。  ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん(旧基準、新基準とも)2点 プラチナくるみん4点  ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定4点	
3. 業務従事者の経験・能力								
3.1	事業に関する知見・知識・専門性等	必須	30	10	20	・本事業に関する知見・知識・ノウハウ等があるか。	・本事業に関連する人的ネットワークを持っているか。	
3.2	類似事業の経験、資格等	任意	10	—	10		・過去に同様の事業を実施したことがあるか。 ・本事業に有効な資格等を持っているか。	
		合計	200	50	150			

評価項目一覧 - 添付資料 -					
提案書の目次			資料内容	提案の 要否	提案書 ページ番号
大項目	中項目	小項目			
4 添付資料					
	4.1.	事業実施に係る工数	・事業実施に必要な工数の明細	必須	
	4.2.	実施体制及び担当者略歴	・本調達履行のための体制図	必須	
			・各業務担当者の略歴	必須	
	4.3.	組織としての実績	・官公庁における、本領域の実績	任意	
			・官公庁以外も含めた、本領域における実績	任意	

契約書案

番 号

支出負担行為担当官 中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章（以下「甲」という。）は、相手方名称 代表者氏名（以下「乙」という。）と、平成30年度省エネルギー促進に向けた広報事業（マッチングセミナー、広報イベント、省エネ取組事例集、省エネ推進機関連携会議、省エネセミナー）（以下「委託業務」という。）について、以下により委託契約を締結する。

目 的	甲は、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
委 託 金	委託業務の実施に要した経費の額。ただし、 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を含む。) を上限とする。
完 了 期 限	平成31年3月29日
実績報告書の提出 期限	委託業務完了の日の翌日から10日以内の日)
納 入 物	実施計画書（仕様書）4. に記載のとおり
納 入 場 所	指示の場所
そ の 他	約定のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

年月日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号  
支出負担行為担当官  
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

乙 [所在地]  
[相手方名称]  
[代表者氏名]